平成22年11月18日 JLIA セミナーにおける質問へのご回答

平成22年12月17日 杉山・木村国際特許事務所 所長弁理士 木村高明

・ご質問:

「中国で製造された革製品であって、例えば『イタリア製』と表示しても、欧州を経由して日本へ輸入することにより原産国表示の問題は発生しない、という見解があるがどのように考えるか。」

・ご回答:

原産国表示に関する法律(関税法・景表法)に違反する。

1. 関税法71条

- 1項「原産地につき直接・間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示のある外国貨物の輸入は許可しない。」
- 2項「税関長は、前項の外国貨物については、その原産地について偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がある旨を輸入申告をした者に、直ちに通知し、期間を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積みもどさせなければならない。」

「原産地」とは、貨物が実際に生産、製造された国又は地域を指す(税関HPより)。

「上記処分は、税関職員の職権により行う。」(税関電話相談受付担当者)

従って、上記より、本件のような輸入品で輸入時に、税関職員が原産国表示に関し疑義を抱いた場合には、職権により上記の措置が講じられるものと思われます。

2. 景品表示法4条3号

4条(不当な表示の禁止)

事業者は、自己の供給する商品等に関し、以下の表示をしてはならない。

3号:一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的、合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの。(商品の原産国に関する不当な表示を含む)

6条(措置命令)

「内閣総理大臣は、4条1項の規定に違反する行為がある時は、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他の必要な事項を命ずることができる。」

「景表法」に基づく「運用基準」

- 十 次のような行為は、告示備考第一項の「商品の内容についての実質 的な変更をもたらす行為」に含まれない。
- (四) 簡単な部品の組み立てをすること。(は当該製品の生産には該当しない。→ 単に、部品の組み立てをした国は「生産国」にはならない。)

本件の場合、上記「運用基準」の「十」(四)に該当し、中国で生産された革製品を中国から欧州へ輸出し、欧州を経由して日本へ輸入した場合であっても、「簡単な部品の組み立ては生産には当たらない」という上記運用基準の趣旨からして、単に、中国での生産品を経由させただけでは経由国での生産には当たらず、やはり原産国は中国であり、法の趣旨からは、「中国製」と表示することが正しい表示となります。

従って、今回のご質問のようなケースは、法律的には、やはり景表法違反になり、違反が認定された場合には、6条に基づく措置命令が発せられる可能性があります。この点は、消費者庁の相談窓口に確認しております。

以上